

知っておきたい 外国人との金融取引の 基本知識

虎門中央法律事務所
弁護士 浜本 匠
弁護士 望月 崇司
弁護士 山根 航太

近年、在留外国人は増加傾向にあります。一般の入管法改正によってさらに多くの外国人が日本で生活することになると予想されています。生活するうえで、金融機関との取引は欠かせません。そこで、本解説は、営業店窓口における外国人との円滑な取引のための対応のポイント、本部におけるその取引管理の注意点等について、Q&Aで解説するものです。今後の営業店実務の参考としてお役立てください。

(本誌編集部)

Q1-

入管法改正の概要を簡潔に教えてください。

A1-

一般の入管法改正は、中小企業等の人手不足の深刻化に対応すべく、外国人材を幅広く受け入れていく仕組みを構築するためものです。

二〇一八年一二月、「出入国管理及び難民認定法」(以下、「入管法」という)の改正がなされました。この改正は、中小企業・小規模事業者をはじめとした人手不足の深刻化に対応すべく、

一定の専門性、技能を有する、即戦力となる外国人材を幅広く受け入れていく仕組みを構築することを目的としています。

近年、わが国における在留外国人の数は増加傾向にあります

が、この改正により、これまで以上に在留外国人が増加することが見込まれます。そのため、政府は、金融機関に対して後述する新たな在留資格を有する人への円滑な預貯金口座の開設や多言語対応の充実等を要請する方針を明らかにしています(注1)。

(注1) 首相官邸ホームページ「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議(第三回)」(平成三〇年一二月二五日)において了承された資料『外国人材の受入れ・共生のための総合的対策』より

Q2

入管法の改正により在留資格はどのように変わりますか。

A2

「特定技能1号」および「特定技能2号」という在留資格が創設されました。

現行の入管法のもとでは、外国人は、同法が定める図表1の在留資格のいずれかを得なければ、日本に在留することはできません。

そして、在留資格には、日本において働くことができるものと、働くことができない、または一定の制限があるものがあり、在留外国人の活動内容はその在留資格により規制されています（入管法二条の二、同法別表第一・第二、同法一九条一項・二項）。

現行の入管法では、外国人は、図表1に記載した医師や弁護士などの専門的・技術的分野でしか原則として働くことが認められていません。そこで、今

回の入管法の改正により、高い専門性を必要としない、単純労働の分野においても、外国人が働くことを認め、幅広く在留資格を認めることとし、図表2の「特定技能1号」および「特定技能2号」という在留資格を創設しました。

今回の入管法の改正による、各分野における今後五年間における「特定技能」外国人の受入れ見込み人数の合計は、最大で約三四万五〇〇〇人と想定されています。

そのうち、農業分野における受入れ見込み人数は三万六五〇〇人とされており、技能試験の開始予定時期は、平成三十二年三月までとされています。したが

って、本稿の読者の皆様の属する業務分野においても、今後外国人の数が増加していくことが予想されます（注2）。

（注2）「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針について」（平成三〇年二月二十五日閣議決定）および「農業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」

【図表1】入管法の定める外国人の在留資格

分類	在留資格の種類
外国人が日本で行う活動 に着目して分類された 在留資格	外交、公用、教授、芸術、宗教、報道、高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能、技能実習、文化活動、短期滞在、留学、研修、家族滞在、特定活動
外国人の身分や地位 に着目して分類された 在留資格	永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者

【図表2】創設された特定技能1号、2号の在留資格

対象となる職種	受入対象者	日本語能力	在留期間	家族帯同
特定技能1号 介護業、ビルクリーニング業、素形材産業、産業機械製造業、電機・電子情報関連産業、建設業、造船・舶用工業、自動車整備業、航空業、宿泊業、農業、漁業、飲食物品製造業、外食業	相当程度の知識または経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人	ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力	最長5年 (更新不可)	不可
特定技能2号 建設業、造船・舶用工業	熟練した技能を要する業務に従事する外国人	未定	制限なし (更新可)	可



押さえておこう



iDeCo(個人型確定拠出年金) の仕組みと活用法

はじめに

新年度を迎え、共済部・金融部の職員の方は今年度の目標に向けてスタートダッシュを切られていることと思います。

四月からは農林中央金庫とみずほ銀行との業務提携により、個人型確定拠出年金を組合員の方に紹介することができるようになります。

個人型確定拠出年金については、二〇一七年一月より、加入できる対象者が全国民に拡大されたことで、多くの金融機関が

メインバンク化のきっかけとして強力に推進しています。都市部のJAでは、組合員から相談を受けたことのある職員も多いのではないのでしょうか。

本稿では、個人型確定拠出年金の基本をおさらいするとともに、仕組み上の留意点を整理します。共済部門・金融部門の担当同士で個人型確定拠出年金に関する知識の共有を図る際にもご活用いただければ幸いです。

1 iDeCo(個人型確定拠出年金)とは

個人型確定拠出年金は、公的年金に加えて自分で作る年金といえます。

確定拠出年金法に基づく年金制度で、仕組み自体は最近作られたものではなく、二〇〇一年一〇月に誕生したものです。

全国民が加入できるようにするために以降はiDeCoという愛称で金融機関を中心にプロモーションが行われましたので、「イデコ」という名前を聞いたことがある方も多いでしょう。

加入者については、加入できる対象が全国民に拡大されて以降急増し、二〇一八年一二月末時点には一一〇万人を超えています。

個人型確定拠出年金に加入する方が増えたのは、魅力的な仕組みに加え、老後の生活資金を公的年金に頼らず、自分で備えていく意識をもっている方が増えていることの表れとも考えられるでしょう。

まずは、個人型確定拠出年金

株式会社IICパートナーズ
JA退職給付監査対策室
大森 祥弘



JAに向けて退職金制度・企業年金制度に関するアドバイザリー業務を行っている。JA共済連全国本部出身。

の具体的な仕組みを理解する前に、公的年金で老後の生活資金をすべて確保できない現状を確認し、個人型確定拠出年金の加入者が増えている背景を捉えましょう。

国民年金の受給額

国民年金は、高齢期に受給する年金のベース（基礎部分）であり、会社員や自営業者、専業主婦（夫）等の就労形態に限らず全国民が二〇歳を迎えると自動的に加入します。

収入の額に関わらず、全国民が同じ保険料を払い、将来、同じ年金額を受給する点が特徴です（会社員は、国民年金の保険料も併せて厚生年金保険料として払っていると考えるとよい）。

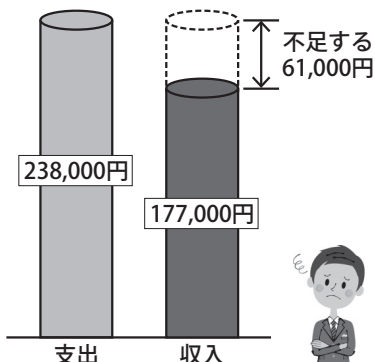
この国民年金ですが、全国民共通の基礎年金であり、二〇一九年四月以降に新たに年金を受給する方の国民年金の月額額は六万五〇〇八円ですので、生計を立てるには難しい金額です。

そこで、会社員であれば国民年金の上積給付として厚生年金

に強制加入し、老後の生活収入の確保が図られています。

公的年金（国民年金と厚生年金）だけでは不足する老後生活

総務省「家計調査年報」（二〇一七年）を基にした公益財団法人生命保険文化センターの調査報告によれば、世帯主が六〇歳以上で無職である世帯（世帯員が二人以上）の家計をみると、実収入から非消費支出（税・社会保険料等）を差し引いた生活に使える金額（可処分所得）約一七万七〇〇〇円に対して、消費支出は約二万三万八〇〇〇円で、一カ月間に約六万一〇〇〇円



円が不足しています。

厚生年金に加入していても毎月の生活費を賄えず、毎月、六万円以上の貯金を取り崩すと考えなければなりません。

厚生年金は報酬比例の年金であり、年収が高く、その分多くの保険料を払った場合はより多くの年金を受給できる制度です。ので一概には言えませんが、働いて収入を得なければ、高齢期は収入より支出が多いと考えておいたほうがよいでしょう。

退職金への過度な期待は危険

ここまで、公的年金では高齢期の支出を賄いきれないことを確認しました。では、公的年金で足りない収入をどう確保すればよいのでしょうか。

会社員であれば真つ先に退職金が頭に浮かぶと思いますが、JAや企業に対し退職金や企業年金に関するコンサルティングを行っている弊社の立場としては、退職金に過度な期待をするのはリスクが高いと言わざるを得ません。

得ません。

かつては数千万単位の退職金を支給される企業もありましたが、近年は、退職金制度があっても定年退職時の支給が一〇〇万円程度という企業があるほか、大企業でも退職金制度自体を用意していないといった状況です。

「退職金」という同じ言葉でも、勤務先によって支払われる額は様々ですので、「退職金として数千万円単位の金額がもらえるはずだ」と捉えるのは危険です。

したがって、自身の老後資金を確保するためには、公的年金や勤務先の退職金を当てにしすぎることなく、足りない額をイメージしながら、自助努力で資産形成を図る必要があります。

そこで、国は、加入できる対象が限定されていることからスボットライトが当たらなかった個人型確定拠出年金について、加入できる対象を全国民に広げ、自助努力による資産形成を強く後押しすることにしたのです。